

## 救急医療体制等のあり方に関する検討会 開催要綱

### 1. 目的

救急医療は、昭和 39 年からの救急病院・救急診療所の告示制度、昭和 52 年からの初期・二次・三次救急医療機関の整備、平成 3 年の救急救命士制度創設などにより、体制整備が行われてきた。また、平成 9 年 12 月に「救急医療体制基本問題検討会報告書」、平成 20 年 7 月に「救急医療の今後のあり方に関する検討会中間とりまとめ」がとりまとめられ、救命救急センターに対する新しい評価の実施、救命救急センターの量的充実化及び救急搬送における円滑な受入れの推進等が進められてきた。

一方、近年における救急医療需要の増大に対応し、救急患者の適切な医療機関での受入体制の機能強化や救命救急センター、二次救急医療機関の充実強化等について検討するため、有識者による検討会を開催するものである。

### 2. 構成員

- (1) 各分野の有識者により構成する。
- (2) 構成員のうち 1 人を、座長として互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

### 3. 検討内容

- (1) 救急患者の適切な医療機関での受入体制の機能強化について
- (2) 救命救急センターおよび二次救急医療機関の充実強化について
- (3) その他

### 4. 検討スケジュール

平成 25 年 2 月に第 1 回を開催し、年内を目途に検討結果をとりまとめる。

### 5. 運営等

- (1) 検討会は、原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (2) 検討会は、医政局長が主催し、その庶務は医政局指導課が行う。